

令和 7 年度

大汝国有林崩壊地航空レーザ測量業務

閲 覧 図 書

近畿中国森林管理局

閲 覧 図 書 内 訳

1. 入札者注意書
2. 契約の保証について
3. 契約書（案）
4. その他資料

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、電子入札システム（以下「電子入札」という。）に基づくものとする。
なお、電子入札により難い場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式（以下「紙入札」という。）に代えることができる。（別紙様式1、2）
ただし、紙入札による入札書は所定の用紙（別紙様式4）を使用し、入札案件毎に別葉として持参により提出すること。郵送、加入電信、電報、テレコピー、電話その他の方法等による入札書の提出は認めない。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 電子入札による入札の場合は、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に基づくものとする。
- 7 紙入札による場合の入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 8 紙入札による場合で本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状（別紙様式5）又は委任権限を証明した書類を提出すること。
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 紙入札において、発注者名、入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - (4) 紙入札において、入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - (5) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 紙入札において、入札時刻に遅れました入札
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

12 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。

13 開札前に、入札者から錯誤等を理由として自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。

また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。

ただし、電子入札において、入札者は、入札書提出後開札までに、他の入札物件の落札が決定し、当該入札物件を落札したことにより建設業法第26条違反になる場合は、直ちに発注者に申し出こととし、発注者は、直ちに入札者から理由を付した技術提案書等の取り下げに関する申出書（別紙様式3）の提出を求め、確かに上記事実であると認められた場合は、開札時に、当該入札書を「無効」とする措置をとるものとする。

14 開札は電子入札により行うこととし、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に定める立会官が立ち会って行う。

ただし、紙入札による場合は入札者の面前で行う。

なお、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。

15 開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

その場合、無効の入札をした者は参加することができない。

なお、入札の回数は原則として2回とするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。

16 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。

（1）予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあると認められるとき、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。

（2）（1）の当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。

（3）（1）により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

（4）（1）の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

17 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、入札執行事務に関係のない職員がくじを引くものとし、その結果を通知するものとする。

- 18 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 電子入札により入札に参加する場合は、電子入札操作マニュアル、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）を熟知しておくものとする（農林水産省ホームページ・農林水産省電子入札センター）。
- 23 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式1)

紙入札方式参加承諾願

1 発注工事（業務）名

2 電子入札システムでの参加ができない理由

(記入例)

認証カードの発行手続が遅れているため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式2)

入札方式変更承諾願

1 発注工事（業務）名

2 入札方式を変更する理由

（記入例）

認証カードが破損したため。

年　　月　　日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加に変更することを承諾いただきますようお願いします。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

（契約担当官等の官職氏名）

殿

上記について承諾します。

年　　月　　日

殿

（契約担当官等の官職氏名）

技術提案書等の取り下げに関する申出書

1 発注工事（業務）名

2 技術提案書等を取り下げる理由

（記載例）

他の工事（業務）の落札に伴い、配置予定の技術者を配置できなくなったため。

※ 入札書提出後（同時提出型を含む）においては、記載例の理由に限る。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称 ○○ 株式会社
代表者氏名 ○○ ○○

（契約担当官等の官職氏名）

殿

(別紙様式4)

入札書

入札物件 第 号

発注工事（業務）名

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

（分任）支出負担行為担当官

○○森林管理局（○○森林管理署）長 ○ ○ ○ ○ 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

(別紙様式5)

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○○○○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

発注工事(業務)名

別紙

「契約の保証について」

(1) 落札者は、業務請負契約の締結に際して、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 歳入歳出外現金出納 官吏 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取り扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払い請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 政府保管有価証券取扱主任官 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定

する保証事業会社(以下「金融機関等」という。)とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期限を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されること。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、履行期限を含むものとすること。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (才) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
 - (カ) 保険期間は、履行期限を含むものとすること。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(案)

業務請負契約書

収入印紙

1. 業務名 大汝国有林崩壊地航空レーザ測量業務

2. 履行期間 契約締結の翌日から
令和7年12月12日まで

3. 請負代金額 .—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 .—)

4. 契約保証金額 .—

5. 前金払 請負代金の10分の3以内

6. 調停人 _____

7. 選択事項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用される
ものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	前金払	第35条～第37条
	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

8. 特 約 条 項

(1) 請負代金は近畿中国森林管理局で支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年5月14日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙 設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帶して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 大阪市北区天溝橋1丁目8番75号

支出負担行為担当官

(氏名) 近畿中国森林管理局長 高橋 和宏 印

受注者 (住所)

(氏名) 印

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称及び設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

業務別数量内訳書

調査名：大汝国有林崩壊地航空レーザ測量業務

業務区分・業種・種別・細別	規 格	単位	数量
直接測量費(安全費・電子成果品費・成果検定費除く)		式	1
航空レーザー測量	1.31km ²	式	1
打合せ等	打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ2回	業務	1
全体計画		km ²	1.31
計測計画		km ²	1.31
総運航	固定翼	時間	6.94
計測		時間	2.15
滞留		日	5
調整用基準点の設置		箇所	4
三次元計測データ及びオリジナルデータ作成		km ²	1.31
グラウンドデータ作成		km ²	1.31
グリッドデータ作成		km ²	1.31
等高線データ作成		km ²	1.31
数値地形図データファイル作成		km ²	1.31
立体画像図作成		km ²	1.31
旅費交通費		式	1
打合せ旅費	打合せ場所：近畿中国森林管理局	式	1
旅費交通費(測量外業宿泊用)	ライトバン 滞在調査	式	1
基準日額		式	1
電子成果品作成費		式	1
直接測量費		式	1
間接測量費		式	1
諸経費		式	1
測量業務価格		式	1
業務価格		式	1
消費税相当額		式	1
業務委託料		式	1

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画

業務標準仕様書

令和7年5月

林 野 庁

特記仕様書

業務名 大汝国有林崩壊地航空レーザ測量業務

第1章 総則

第1条 適用範囲

本業務の実施にあたっては、契約書、本特記仕様書及び森林整備保全事業調査、測量及び計画業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）並びに公共測量作業規程の準則（国土交通省）（以下「作業規程の準則」という。）によるものとする。

第2条 業務目的

本業務は、加賀森林計画区の大汝国有林における崩壊地の現況を詳細に把握し、適切な対策工法の計画・施工を行うための基礎資料とするため、航空レーザ測量による高密度かつ高精度な標高データの取得を行うことを目的とする。

第3条 業務内容

別紙「数量内訳書」のとおり。

第4条 資料等の貸与

本業務の履行に際し、必要とする次の資料を貸与する。

- ・大汝国有林崩壊地航空レーザ測量業務：平成30年度・令和元年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度・令和6年度

第5条 資料の収集

本業務の実施に当たり必要な資料は閲覧又は貸与するが、その他必要な資料については、受注者の負担において収集するものとする。

第6条 工程制限

本業務の履行に際し、次の業務について工程を制限する。

航空レーザ計測については、融雪後、監督職員と協議の上、速やかに実施する。

第2章 航空レーザ測量

第7条 諸法規の遵守

業務の実施にあたっては、航空法及びその他の航空関係に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

第8条 飛行の可否決定

飛行の安全を図るため、飛行の可否は気象条件、機体の状態等を考慮して、受注者が最終決定を行うものとする。

第9条 機体の保証

業務で使用する機体は有効なる耐空証明書を有し、かつ航空法及び自社の整備規定に定める適正なる整備を実施している機体とする。

第10条 操縦義務

受注者は、作業条件を満たしている操縦士を機体に搭乗させなければならない。

第11条 受注者が準備する事項

現地の気象条件等の調査及び運航に関する一切の手続きと準備手配を行い、これに要する経費は受注者の負担とする。

第12条 安全管理体制

航空機の飛行、飛行記録、機体の整備、飛行に関する安全管理等の航空機の運航に関する全ては、受注者の責任においてを行うこと。

第13条 航空機の賠償

発注者は、機体につき生じた損害については、賠償の責に任じない。

第14条 報告の義務

受注者は、監督職員が航空機の運航に対し必要な報告書の提出を求めたときはこれに応じなければならない。

第15条 全体計画

業務の実施に当たり、作業の実施方針、工程を立案する。

第16条 航空レーザ計測

航空機に搭載した航空レーザ測量システムを用いて、計測データを取得する作業を行うものとし、工程別に詳細な計測計画を立案する。

使用する航空機は、固定翼を標準とする。

航空レーザ測量システムはGNSS/IMU装置、レーザ測距装置、デジタルカメラ及び解析ソフトウェアから構成されたものとし、計測点密度は4点/m²以上に設定するものとする。

なお、業務の実施時期については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

第17条 地形解析（調整用基準点の設置、三次元計測データ作成、オリジナルデータ作成）

航空レーザ計測で得られた計測データの解析処理を行うものとする。

なお、詳細については「作業規程の準則」に基づき行うものとする。

第18条 地形データ編集（グラウンドデータ作成、グリッドデータ作成）

解析処理によって得られたオリジナルデータから地表面以外の反射データを除去し、各種の解析に利用しやすい、0.5m格子間隔のグリッドデータを作成するものとする。

第19条 等高線データ作成

地形データ編集によって得られたグリッドデータを用いて、地図情報レベル500の等高縮図を作成するものとする。

なお、等高線間隔は0.5mとし、1/500の精度を有するものとする。

第20条 数値地形図データファイル作成

製品仕様書に従って数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する。

第21条 立体画像地図

航空レーザ測量から得られる細密なメッシュデータを用いて、地形を視認し易い立体画像地図を作成する。

また、別途貸与する前回業務の航空レーザ測量データを用いて比較図を作成する。

第3章 その他

第22条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時点及び完了時の3回以上行うものとする。

第23条 打合せ記録簿

受注者は、打合せ又は口頭等で打合せを行った場合にはその都度打合せ記録簿に記録し、監督職員と確認しなければならない。

打合せ協議時は「写真撮影」を行い、打合せ記録簿に添付する。

作成した打合せ記録簿は、調査業務等完了報告書に添付するものとする。

第24条 成果品

標準仕様書の第2119条にて定める調査等業務完了報告書とともに提出する成果品についてでは、次の各号によるものとする。

- (1) 調査等業務成果品は電子データとしても提出すること。
 - (2) 数量表等のデータはエクセル形式とする。
 - (3) 説明書等のデータはワード形式とする。
 - (4) 図面等のデータはDWG及びDXF形式とする。(Auto CAD LT 2018にて閲覧及び編集に支障がないこと)
 - (5) 状況写真等のデータの形式は特に指定しないが、汎用性のある形式で作成すること。
 - (6) 他の成果品データがある場合は監督職員と協議すること。
 - (7) 成果品として納入すべき報告書・・・・・・・3部(電子成果品3部含む)
 - (8) 電子成果品は「土木設計業務等の電子納品要領」(国土交通省:平成28年3月版)など関連する要領・基準(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子媒体(CD-R)等で納品する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを納品する義務はないが、監督職員と協議するものとする。
- 報告書は、3部作成して提出する。

第25条 疑義

本特記仕様書及び標準仕様書に明記していない事項等、疑義が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

特記仕様書

第1章 業務管理

(1) 情報共有システムの試行業務について

- ① 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- ② 情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。
- ③ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- ④ 費用（登録料及び使用料）は、間接測量費に含まれる。

調査箇所 広域位置図

